

記載例 1

様式第24号

一般的なエックス線装置の場合 (CT・ポータブル・透視(X線TV)・乳房用・歯科用等を除く)

エックス線装置備付届出書

〇〇年〇月〇日

仙台市保健所長 様

この住所は医療機関の住所ではありません。管理者(院長等)の住所になります。

管理者の住所 〇市〇丁目〇番〇〇

管理者の氏名 〇〇 〇〇

診療の用に供するエックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名 称	〇〇病院		
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

製造業者(メーカー名)を記入してください。(販売仲介業者名ではありません)

カタログ等で確認できる型式及び装置の銘板で確認できる型式を記入して下さい。また必要に応じて()書きで、高圧電圧発生装置や管球型番等を記入してください。

定格出力の表示が管電流時間積になっている場合には、mAs単位で記入しても差し支えありません。

2 エックス線装置に関する事項

製作者名	〇〇メディカル株式会社		
型 式	〇〇〇〇 ABC-DEFG (HI123-45)		
定格出力	変圧器式	撮影	120 (kV) 300 (mA) 1 秒 (300mAs)
		透視	(kV) (mA)
	蓄放式	(kV) (μF)	
台数及びエックス線管の数	1 台	1 管球	
用 途	<input checked="" type="checkbox"/> 直接撮影用 ・ 断層撮影 ・ 透視用 ・ CT ・ 乳房撮影用 ・ 胸部集検用間接撮影 ・ 口内法撮影用 ・ 歯科用パノラマ断層撮影 ・ 輸血用血液照射 ・ 骨塩定量分析 ・ 治療用 ・ その他 ()		
	<input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室 ・ 手術室 ・ 病室 ・ ICU等 ・ 在宅 ・ 検診車		
使用場所 (有の場合)	特別の理由により以下の使用室(放射線診療室)においての使用		有 ・ 無
	使用室	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 ・ 診療用放射性同位元素使用室 ・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ・ 診療用放射線照射装置使用室 ・ その他 ()	
	理 由	位置決め ・ 吸収補正 ・ 重ね合わせ ・ その他 ()	

必ず該当する項目に○を付けて下さい。

3 エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防装置の概要に関する事項

該当する方に○を付けて下さい。

エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐以外のエックス線量 (空気カーマ率)			
下記の治療用及び口内法撮影用以外の装置		エックス線管焦点から 1 m で 1.0mGy/時以下になる構造	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
治療用	定格管電圧	50kV以下	有・無
		50kVを超える	有・無
口内法撮影用		125kV以下	有・無
コンデンサ式高電圧装置		充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から 5 cm で 20 μ Gy/時以下になる構造	有・無
附加濾過板			
輸血用血液照射, 治療用及び下記以外の装置			2.5 mmAl 当量 (2.5mm以上)
口内法撮影用	定格管電圧	70kV以下	mmAl 当量 (1.5mm以上)
乳房撮影用		50kV以下	mmAl 当量 (0.5mm以上) mmMo 当量 (0.03mm以上)
エックス線装置の防護			
透視用	患者への入射線量率が50mGy/分以下になる構造 (高線量率透視制御装置の場合は, 125mGy/分以下)		有・無
	一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー		有・無
	エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上 (手術の場合は20cm以上) となる装置又は当該焦点皮膚間距離未満で照射することを防止するインターロック		有・無
	エックス線管焦点受像器間距離において, 受像面を超えないように照射野を絞る装置		有・無
	受像器を通過したエックス線は, 受像器の接触可能表面から10cmで150 μ Gy/時以下になる構造		有・無
	最大受像面を3.0cmを超える部分を通過したエックス線は, 当該部分の接触可能表面から10cmで150 μ Gy/時以下になる構造		有・無
	利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへいするための適切な手段 (散乱線に対する放射線診療従事者等の放射線防護手段)		有・無

該当しない項目については「- (横棒)」又は「/ (斜線)」を入れて下さい。

撮影用 (胸部集検用間接撮影を除く)	エックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置 (CT以外)	下記以外の装置		有・無		
		口内法撮影用	照射筒の端の照射野の直径が6cm以下	有・無		
		乳房撮影用	患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がり5mmを超えず、かつ、受像面の縁を超える照射野の広がりが焦点受像器間距離の2%を超えない	有・無		
	エックス線管焦点皮膚間距離 (乳房撮影用以外の拡大撮影を行う場合及び骨塩定量分析を除く)	下記以外の装置		45cm以上になる構造	有・無	
		口内法撮影用	定格管電圧	70kV以下	15cm以上になる構造	有・無
				70kVを超える	20cm以上になる構造	有・無
		歯科用パノラマ断層撮影		15cm以上になる構造	有・無	
		移動型及び携帯型		20cm以上になる構造	有・無	
		CT		15cm以上になる構造	有・無	
	乳房撮影用(拡大撮影に限る)		20cm以上になる構造	有・無		
移動型及び携帯型並びに手術中に使用する装置の場合	エックス線管焦点及び患者から2m以上離れた位置において操作できる構造			有・無		
	保管条件	保管場所名	_____			
		保管場所の施錠、キースイッチ等の管理		有・無		
使用条件	<input type="checkbox"/> 特別の理由により移動して使用(病室等) <input type="checkbox"/> エックス線診療室内に据え置いて使用 <input type="checkbox"/> 手術室で使用(一時的に管理区域を設定) <input type="checkbox"/> その他()			有・無		
胸部集検用間接撮影	利用線錐が角錐型となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置			有・無		
	受像器の一次防護しゃへい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造			有・無		
	被照射体周囲の箱状のしゃへい物から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造			有・無		
治療用	同室に、今回届出する以外のエックス線装置がある場合には、チェックが必要です。 濾過板が引き抜かれたときにエックス線装置の電源を遮断する。			有・無		
一室に2台以上のエックス線装置を備えている場合の同時照射防止措置				有・無		

エックス線診療室の構造設備

医療法上、許可（開設許可・変更許可・届出等）された室名を記入してください。

エックス線診療室名		〇〇撮影室			
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が 1 mSv/週以下となる措置				有 ・ 無	
防護物の概要	区分	構造	材料	厚さ (cm)	
	天井	鉄筋コンクリート造		15 cm	
	床	鉄筋コンクリート造		15 cm	
	周囲の画壁	東	鉛合板 (Pb2mm)		10 cm
		西	鉛合板 (Pb2mm)		10 cm
		南	鉛合板 (Pb2mm)		10 cm
		北	鉛合板 (Pb2mm)		10 cm
		監視用窓	鉛ガラス (2mmPb相当)		2 cm
出入口の扉		鉄板	含鉛 (Pb2mm)	5 cm	
その他の開口部		撮影室(エックス線診療室)の中に操作盤等がないのであれば「有」としてください。			
操作室		有 ・ 無 (理由: 無が認められる場合:乳房撮影を行う等の場合であって必要な防護物を設けた場合にに限られます。(医療法施行規則第30条の4第2項ただし書き該当))			
エックス線診療室である旨を示す標識				有 ・ 無	
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者に対するもの		有 ・ 無	
		従事者に対するもの		有 ・ 無	
出入口に使用中の表示				有 ・ 無	
管理区域					
管理区域を設ける場所				別添図面のとおりに	
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置				有 ・ 無	
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置				有 ・ 無	
管理区域である旨を示す標識				有 ・ 無	
敷地の境界等における防護					
居住区域及び敷地境界の実効線量が250µSv/3月以下となる防護措置				有 ・ 無	
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置				有 ・ 無	

構造と材質の欄を統合して記入しても構いません。

方角はおおよそその方向で構いません。

操作盤等がある場所は、必ずしも室である必要がありません。(撮影室以外にあるか)

注意事項2で添付する図面に管理区域の範囲がわかるよう記載してください。(色付け・太線等で明確に)

- 4 漏えい放射線測定結果報告書の写し又はしゃへい計算書を添付すること（測定結果報告書は、測定条件・測定器の校正日等を明示すること）。
- 5 特別の理由によりエックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、適切な防護措置を講じた内容等を記載した書等を添付すること。
- 6 該当しない箇所、特に記入を要しないものについては、「—（破棒）」又は「/（斜線）」を記入すること。
- 7 装置の性能等を記した仕様書又は参考となる資料（カタログ等）を添付すること。
- 8 別紙のエックス線装置備付一覧表を添付すること。

1ページ目に記載した「型式」の記載があるカタログ等を添付してください。

実測できない箇所については、しゃへい計算書を添付してください。（地面などは除く）

別紙

エックス線装置備付一覧表

整理番号	届出年月日	製作者名	型式（型番）	用途	使用場所
1	HO. 4. 1	〇〇メディカル	ABC-01	直接撮影用	一般撮影室
2	HO. 4. 1	〇〇メディカル	EFG-02	CT	CT 撮影室
3	HO. 4. 1	〇〇メディカル	XYZ-03	透視用	X線TV室
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

今回、備付する装置を含めて、医療機関内のすべてのエックス線装置を記入してください。（廃止したものは記載不要）

（高エネルギー放射線発生装置等も記入してください。その他、治療計画用や位置決め用、重ね合わせ用（PET-CT）の装置も記入してください。）

注意事項

- 1 当該施設に備え付けられたエックス線装置をすべて記載すること。
- 2 用途の欄には、当該備付届出書の「2 エックス線装置に関する事項」の「用途」欄にある名称に準じて記載すること。
- 3 使用場所の欄には、医療法に基づいて許可を受けた室名等を記載すること。